### 令和5年4月 No.2



## 宮久保小学校だより

# 明日への扉





学校教育目標:「夢に向かって挑戦」≪Challenge for Dream≫

## 合理的配慮の申出について

「障害を理由とする差別の解消に関する法律」障害者差別解消法の施行により、公立学校において障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮が義務となっています。下記の「合理的配慮の提供について」をお読みになり、学校に合理的配慮の提供を求める場合には、「学校における合理的配慮に係る具体的な内容の申出」に記入の上、学校(学級担任)へお届け願います。申出がない場合は提出不要です。

#### I 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」 を享有・行使することを確保するために、以下の3つのことがあげられています。

- ①学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ②障害のある子どもと一人一人の状況に応じて,個別に必要とされているものを提供すること
- ③体制面,財政面において,均衡を失した又は過度の負担を課さないもの(実施できる人がいること,金銭的に提供が難しくないもの)を提供すること

## 2 学校における合理的配慮の決定に向けて

- ① 合理的配慮の提供については、本人や保護者から申出(**意志の表明**)をお願いします。(「障害者差別解消法」より)
- ② 本人や保護者からの申出に対して、学校では「過度の負担かどうか」「実施可能か どうか」「代わりの案はないかどうか」を含めて考えます。申し出ていただいた内容 について校内で十分検討した上で、本人・保護者と話し合いを行い合理的配慮を決 定します。(合意形成)。
- ③ 合意形成された内容については,「スマイルプラン」に明記し,関係機関との連携及び引継ぎに活用いたします。
- ※通級指導の希望・特別支援学級への転籍を希望される場合も, 記入してください。

	切り	取 り ・		
【学校における合理	理的配慮の提	是供に係る具体的	的な内容の申出】	
			令和5年4月	日
市川市立宮久保小学校長 様				
<u>年組番</u> 児童名			者名	

お子様の困難さ (障害の状態)	
希望する 合理的配慮	